



平成 27 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社サンテック
代表者名 取締役社長 八幡 欣也
(コード番号 1960 東証第 2 部)
問合せ先 執行役員管理部長 船戸 文英
(TEL. 03-3265-6181)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更の変更について

(1) 変更の理由

投資家の皆さまにとって、より投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数の引下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 28 年 1 月 4 日 (月)

(ご参考) 平成 28 年 1 月 4 日 (月) をもって、東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記の単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 後
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。 (新 設)	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。 <u>附 則</u> 第 8 条の変更は、平成 28 年 1 月 4 日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。

(3) 効力発生日

平成 28 年 1 月 4 日 (月)

以 上